

令和5年5月2日

保護者 様

幸手市立八代小学校
校長 富澤 敏夫

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、幸手市教育委員会から通知がありました。

つきましては、本校では通知内容を踏まえ、以下の通り対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策について

(1) 健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であることから、無理に登校をさせず、自宅で休養させてください。
- ・毎日の体温チェック・提出等は不要としますが、お子様の健康状態を継続的に把握していただきますよう、お願いします。

(2) 清掃・消毒

- ・日常的な消毒作業を行いませんので、ご承知おきください。

(3) マスクの着用について

- ・学校教育活動においては、特に児童及び教職員に対するマスクの着用を求められていませんが、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- ・マスクを外したい児童生徒が外しやすい環境となるよう配慮します。

(4) 昼食・給食

- ・「黙食」は緩和します。ただし、食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中の大声による会話を控え、飛沫を飛ばさないように指導します。

2 陽性者発生時等の対応について

(1) 児童の出席停止の対応

- ア 陽性者（有症状の者）の出席停止期間は、「発症した後5日が経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで」とします。また、お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は出席停止とします。

イ 陽性ではあるものの無症状の場合は、陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまでとします。ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」の期間とします。

ウ ア・イを除く体調不良時、医師等から登校を控えるよう指示された場合は、学校医その他医師において感染のおそれが無いと認める日までとします。

(2) 学級閉鎖の目安

同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて20%以上いる場合に、学校医の意見を参考にして、学級閉鎖の措置を判断します。その場合は、土・日等の休日を含めて5日程度とします。

(3) 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

- ・学校において、濃厚接触者相当の者の特定は行いません。
- ・「同居している家族が陽性となった場合」「学校で陽性者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とすることはありません。ただし、症状が現れた場合は、上記(1)による対応とします。

備考：新型コロナウイルス感染症の分類が変わっても感染症そのものが変わるわけではありませんので、引き続き、基本的な感染症対策(*)については実施していただきますよう、よろしく願いいたします。なお、近隣の市町において、インフルエンザによる学級閉鎖が散見されておりますので、ご注意ください。

*「健康状態の把握」、「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生、咳エチケット」